

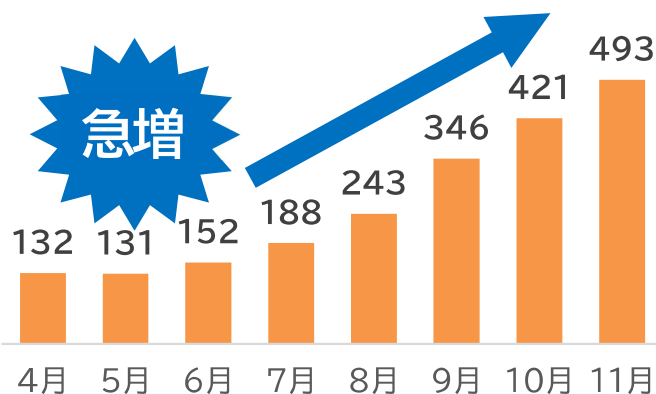


令和7年度の特に注目すべき **消費者トピック**
 について、相談事例や統計情報などを紹介します！

注意！「化粧品」の定期購入トラブルが急増中！！

令和7年4月～11月の間に、県内の消費生活相談窓口寄せられた「化粧品の定期購入」に関する苦情相談件数は、2,106件(前年同期比で約1.6倍)と、今年度に入ってから急増しています。

●化粧品の定期購入に関する苦情相談件数の推移(令和7年4月～11月)



相談事例

SNSの広告で、「お試し価格〇〇円」と書かれていた化粧品を購入。商品が届いた後で、それが定期購入の契約だったことに初めて気づいた。解約は、「次回

発送予定日の▲日前までに電話で連絡」という記載があったので、何度も電話をしたが、混雑していつつながらず間に合わなかった。



トラブル防止のポイント！

1 通信販売はクーリング・オフ対象外！

通信販売はクーリング・オフ対象外！購入前に契約条件をしっかりと確認。

2 「定期縛りなし」、「回数縛りなし」に注意！

「1回限りの購入でOK」とは限らない！「最低購入回数の指定がない定期購入」の場合も。

3 「いつでも解約できる」に注意！

解約に制限がある場合も。購入前に解約条件の確認を。

4 「最終確認画面」の保存を忘れずに！

スクリーンショットで保存して契約内容の証拠を確保！トラブル発生時の重要な資料に。



消費生活課HPにて、「消費者トピック」を掲載しています。



困ったときは、
 一人で悩まず
 地元市町村の
 消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
 くらし安全部消費生活課
 相談第二グループ
 かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)